

1. 総論

本件に関しまして、郵政民営化委員会をはじめとした関係者の皆様の精力的な取組みに対して敬意を表します。また、郵政民営化委員会第10回会合ならびに第14回会合に加え、今般の意見募集にて当会の意見を述べる機会を与えていただきましたことに感謝の意を表します。

当会は、生命保険事業が社会的役割と責任を果たすためには、そのインフラとして、生命保険市場における公正な競争条件の整備が重要であり、郵政民営化においてもそのような環境整備がなされることで、郵便保険会社を純粋な民間生命保険会社として、公正かつ自由な民間の生命保険市場に吸収・統合し、活力ある経済社会の実現に繋げていくことが必要であると考えております。

今般の「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見（以下、所見）」において、コンプライアンス態勢等の整備、厳格な検査監督の実施の必要性等が示されておりますが、これらは、契約者保護等の観点から、民間生命保険会社としての前提となるものであり、大変重要であると考えます。

なお、当会は、契約者保護及び他の生命保険会社との対等・公正な競争条件の確保の観点から、総論として以下のとおり考えます。

- (1) 郵便保険会社と他の生命保険会社との間の対等な競争条件の確保、公正かつ自由な競争の促進は、郵政民営化法等に鑑み、国民の利益への寄与の前提として重要なものであると考えます。

従いまして、保険種類の拡充や加入限度額の引き上げ等の業務範囲の拡大といった新規業務の調査審議に際しては、郵政民営化法に規定されているとおり、「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」を考慮いただいた上で、適切な判断がなされることが必要であると考えます。

そのためには、政府出資等の政府関与に伴い生じる“政府サポートに対する期待”（「所見」における“『暗黙の政府保証』が残存するというパーセプション”）といった競争上の優位性が解消されるまでは、公正な競争条件が確保されていないことから、新規業務は認められるべきではないと考えます。

- (2) 旧簡易生命保険契約（以下、旧契約）から生じる利益は、「所見」に示されております「利用者保護」の観点から、当該契約者に帰属すべきものであると考えます。また、この利益が不当に郵便保険会社の利益として配分され、郵便保険会社の新規事業への流用や郵便保険会社の株主配当等に充てられるとすれば、それらは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下、管理機構）に承継される簡易生命保険事業から郵便保険会社への利益補填に他ならず、対等な競争条件の確保の観点から問題であり、「所見」に示された「関係業界の利害調整の手段」とは全く異なるものと考えます。

従いまして、利益還元の公平性及び透明性の確保の観点から、新・旧契約間での区分経理の実施、管理機構等による日本郵政公社と同等のディスクロージャー等がなされるべきと考えます。

- (3) 旧契約の個人情報データを郵便保険会社が取扱う場合には、契約者保護及び公正な競争条件の確保の観点から、①旧契約の管理業務以外での情報利用の禁止、②郵政民営化法に定める管理業務のために提供される情報の明確化、③個人情報の不適正な利用を防止するための措置等、独立行政法人等個人情報保護法、郵政民営化法等に基づき、適切な対応が求められるものと考えます。

特に、平成19年10月の郵政民営化のスタートまでに上記(2)及び(3)の諸問題については、契約者保護及び公正な競争条件の確保のため、早期に具体的な制度整備を行うことが重要であり、郵政民営化関連法の政省令や「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画(以下、実施計画)」等において適切に措置されることが必要と考えます。

また、「所見」において示された「新規業務の調査審議の方針」等の考え方につきましては、当会を含め、今回寄せられた意見等を踏まえ、再検討を加え、契約者保護及び公正な競争条件の確保の観点から見直しを行うよう要望いたします。

2. 各論

1 郵政民営化と新規業務

①民営化の意義と金融二社のビジネスモデル

【意見内容】

- ・ 郵政民営化においては、「自由で公正な民間の生命保険市場への吸収・統合」を目指す上で、競争上の優位性が働く「移行期間」においては、金融二社の業務に一定の制約を課すことが必要であることから、郵政民営化法において、郵便保険会社に対しても業務制限が課せられているものと認識しております。また、この点については、郵政民営化法案の審議における政府答弁等からも明らかであります。
- ・ 従いまして、郵便保険会社が「所見」に示された「民間金融機関(民間生命保険会社)にふさわしいビジネスモデルへの革新」を行うにあたり、郵便保険会社のビジネスモデルに民間金融機関と同等の自由度が与えられるためには、市場原理や経済合理性が正しく働く条件が整備され、金融市場の機能に歪みを与えないことが必要であると考えます。
- ・ その条件を満たすためには、政府出資等の政府関与に伴い生じる“政府サポートに対する期待”といった競争上の優位性の解消、民間金融機関としての適切な態勢整備がなされること、さらに契約者の保護にもとるおそれがないことが必要と考えます。

②郵貯・簡保の経営の現状

【意見内容】

- ・ 「所見」において、「簡保のビジネスモデルには競争力がない」と結論付けられておりますが、ビジネスモデルの評価にあたっては、より詳細な現状分析が必要であると考えます。
- ・ 例えば、「所見」にて指摘されている「新契約の減少」については、人口構成の変化、超低金利の継続、可処分所得の減少等により、この十数年間において簡易生命保険(以下、簡保)に限らず民間生命保険会社にも当てはまる現象であり、生命保険市場の規模そのものが縮小している影響等を考慮すべきと考えます。
- ・ また、最近の金利動向を踏まえ、一部の民間生命保険会社が養老保険の予定利率を上げたことに

に伴い、養老保険の新契約件数が増加に転じていることから、簡保事業における「構造的縮小リスク」に関しては、養老保険中心の商品構成のみによるものではないと考えられます。

- ・ さらに、金利が上昇し、「新契約の減少」の要因の一つである超低金利から脱却した場合は、民営化後においても満期を迎える旧契約が安定的に郵便保険会社に承継され、現行の業務範囲においても収益性は向上していくものと考えます。また、簡保事業におけるリターンの面からは、過去の高予定利率が設定された旧契約の逆ざや、公社化時の影響等により利差損が発生していますが、それらは追加責任準備金の戻入益で補填される仕組みが確立されているため、旧契約自体の健全性は確保されているものと考えます。
- ・ その他、金利低下局面において、逆ざやの要因となる予定利率を順次引き下げており、近年の新契約の予定利率（平成13年以降1.0%～1.5%）と運用利回り（平成17年度決算2.15%）を勘案すると、近年の契約の収支においては追加責任準備金の戻入益を含めずとも一定程度の利益計上がなされているのではないかと考えられます。
- ・ 経営の状況については、郵政民営化法にも規定されておりますとおり、新規業務の認可に際しての判断要素となることから、郵政民営化委員会において、多角的な視点から十分な調査分析を行っていただくよう要望いたします。

③株式上場・処分の意義

【意見内容】

- ・ 株式上場に不可欠な「投資家の信認を確保すること」については、先ず既存業務について健全かつ効率的な業務運営態勢の整備がなされること、また、このような業務運営が確保された上で、事業の成長性を見出すことが重要であると考えます。
- ・ 「所見」の「②郵貯・簡保の経営の現状」において、「郵貯・簡保については、内部管理等の面でも、民間金融機関としては多くの課題が存在している」と指摘されておりますが、民間金融機関として、既存業務における健全かつ効率的な業務運営態勢が整備されない限り、新規業務による成長性を見出すことは困難であると考えます。
- ・ 一方、昨年7月末に日本郵政株式会社より公表されました「実施計画の骨格」にて示された郵便保険会社の「経営見通し」では、平成19年10月以降の5年間の郵便保険会社の業績は、増益基調で推移するとされており、現行の業務範囲内においても収益性が確保できるとする見通しが示されています。
- ・ 以上の点に鑑みれば、「移行期間」において、あえて新規業務へ参入し、それに伴うリスクを抱えるよりも、既存業務の態勢を整えることが将来的な投資家の信認確保に繋がるものと考えます。
- ・ また、「所見」において、「費用状況に関する根底的見直し等により、経営の効率化を進めることの重要性」が示されたことは、郵便保険会社が民間生命保険会社へ変革する第一歩として大変意義があるものと考えます。ただし、郵便保険会社の経営の効率化にあたっては、市場原理の貫徹、経済合理性の浸透のため、また公正な競争条件の確保の観点からも、「所見」で示されております郵政グループ全体としてではなく、自立した一民間金融機関として推進していくことが強く求められるものと考えます。

④政府保証の廃止及びそれに伴って必要となる措置

【意見内容】

- ・ 「所見」において指摘されている『暗黙の政府保証』が残存するというパーセプションについては、政府出資や郵便保険会社の経営に政府出資が残り続ける持株会社が関与すること等に伴い、消費者・市場関係者が持つ“政府サポートに対する期待”であり、これが郵便保険会社の信用補完となり、競争上の優位性に結びつくものであると考えております。また、この競争上の優位性については、郵政民営化法案の審議過程における政府答弁等においても明らかであると認識しております。
- ・ “政府サポートに対する期待”は、政府出資という明示的な形態を通して政府・持株会社が郵便保険会社の経営に関与することで、消費者・市場関係者において、一層強められることになるため、公正な競争条件の確保という観点から、その解消が必要と考えます。
- ・ また、「預金者・加入者等の誤解」については、その払拭が必要不可欠であることから、政府保証が存在しないことを明確に説明するのみに留まらず、商号等を含め、政府保証が付された簡保事業を連想させ、消費者に誤認を与えかねない要素についても適切な措置を講じることが必要であると考えます。

2 新規業務に関する調査審議の方針

(2) 基本的な考え方

②金融二社のバランスシートの規模

【意見内容】

- ・ 「所見」の「1. 郵政民営化と新規業務」において、「肥大化したバランスシートの規模を縮小する」として、「規模の縮小」（肥大化の回避）が示されたことは、重要なことであると考えます。しかし、「移行期間」においては、「所見」に示されましたように市場原理、経済合理性が適切に働かず、公正な競争条件が確保されないことで、今後も肥大化の懸念が残ることから、新規業務の認可等にあたっては、慎重かつ十分な調査審議が求められるものと考えます。

③新規業務の実施に係る先後関係

【意見内容】

- ・ 新規業務の認可等にあたっては、「所見」にて示された先後関係を含め、「基本的に金融二社の経営状況と適正な競争関係の確保の観点による」と示されておりますが、先述の「1 ②郵貯・簡保の経営の現状」、及び後述の「2 (2) ④適正な競争関係の確保」に対する当会の意見を踏まえ、慎重に調査審議がなされることを強く要望いたします。
- ・ 特に、「顧客ニーズを把握しやすい」との理由から、「コアコンピタンスとの関係が強い業務から弱い業務へ」との先後関係が示されておりますが、政府関与に伴い生じる“政府サポートに対する期待”という競争上の優位性を有する中で、「企業が競合他社に対して圧倒的に優位にある事業分野」という「コアコンピタンス」との観点から新規業務が認可されることとなれば、市場原理や経済合理性が正しく働かず、金融市場の機能に歪みをもたらす懸念があると考えます。

④適正な競争関係の確保

【意見内容】

- ・ 「利用者利便の向上」は重要な観点であります。当会がかねてより“既に民間生命保険会社によるサービスの提供が全国あまねく行われており、利便という観点では充足されている”と考えております。
- ・ また、独占禁止法及び金融商品取引法等においては、国民の利益に資することを目的として、「公正かつ自由な競争の促進」や「公正な価格形成等を図る」ことが前提とされているものと認識しております。
- ・ 特に、郵政民営化法では、その基本理念として「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保すること」をもって、「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」とされており、事前規制として、「承継会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加える」旨が規定されております。また、新規業務の認可等に当たっては「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」を考慮する旨が規定されております。これらの規定は、郵政民営化法案の国会審議における政府答弁等からも明らかなように、政府出資等の政府の関与が残ることにより、競争上優位にたつことから、公正な競争条件の確保のために措置されたものと認識しております。
- ・ 競争上の優位性に結びつく“政府サポートに対する期待”が解消されない中で新規業務が認められることになれば、郵便保険会社と他の生命保険会社との間に不公正な競争が生じることになり、各社の経営に悪影響を及ぼしかねず、結果として、利用者の便益を損なうことも懸念されます。
- ・ 不公正な競争によって生じた「損失」を事後的に回復することは、一般的に困難であると考えられることから、新規業務の認可等に当たっては、郵政民営化法の趣旨を踏まえ、「所見」に示されております「事後的な競争関係の確保」だけでなく、事前に「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」についても十分に調査審議いただき、公正な競争条件が確保されることを要望いたします。
- ・ また、「所見」に示された「事後的な競争関係の確保」についても、具体的な手法が明示されていないことから、お示しいただくよう要望いたします。

(3) 当面の対応

①新規業務開始のタイミングについての考え方

【意見内容】

- ・ 「所見」では、「リスク管理手段の多様化」の必要性が示されておりますが、旧契約については、引き続き政府保証が付されており、現在もなお「国民の見えない負担」が存在していることから、従来どおりの安全運用が行われるものと認識しております。
- ・ また、民営化以降の新契約に係る資産運用等に当たっては、まずは運用執行態勢・リスク管理態勢の整備が必要であり、そのような態勢整備がなされないうちに運用対象の自由化を先行させることで、マーケットの攪乱要因とならないよう配慮されるべきと考えます。
- ・ 加えて、新規業務について「上場に向けて市場の評価を得る」という観点は、郵政民営化法に規定されておらず、そのタイミングについてもあくまで郵便保険会社の経営判断に委ねられることから、先述の郵政民営化法の趣旨に基づき「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」を重視すべきものと考えます。

②個別業務の調査審議の考え方

【意見内容】

- ・ 個別業務の調査審議につきましては、公正な競争条件の確保という観点から、関係業界からもその都度意見聴取がなされることを要望いたします。
- ・ また、「実施計画の骨格」において郵便保険会社が希望している新たな商品・サービスは、既に民間生保が行っている事業であることから、こうした事業分野において公正な競争条件が確保されなければ、民間生命保険会社の経営に悪影響を与えかねず、特に特定分野に絞って経営している民間生命保険会社の経営に対して与える影響は極めて大きくなるものと考えます。
- ・ 従いまして、個別業務の調査審議における「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」については、郵便保険会社全体の保険料収入や資産規模が現状維持もしくは縮小していることをもって判断がなされるのではなく、個別商品毎のマーケットにおける影響等も踏まえた上で判断がなされるべきと考えます。

3 その他

②簡保の旧契約者に係る利益と個人情報

【意見内容】

○簡保の旧契約の利益

- ・ 郵政民営化委員会第14回会合においても説明しておりますとおり、過去の試算においては、再保険から発生する利益（旧契約の契約者に帰属すべき利益）の一部が郵便保険会社へ補填されることが想定されております。
- ・ 一般的には、保険料は事業にかかる費用や運用収益等、一定の予定率を考慮し計算されており、有配当保険においては予定と実績の差によって生じた損益を集計し、剰余が生じた場合に契約者に配当にて還元しています。つまり、契約者配当は、予定率にもとづいて計算された保険料の事後精算という性格を有するものであり、預貯金の利息や株式の配当とは異なります。
- ・ 従いまして、旧契約の契約者の権利保護の観点から、旧契約から生じた利益（「所見」における「再保険の利益」）は旧契約の契約者に帰属するものであり、旧契約の契約者へ配当還元すべきと考えます。
- ・ また、これらの利益が、旧契約の契約者に還元されず、郵便保険会社に配分されるとすれば、郵便保険会社の株主配当や新規事業のために流用されてしまう懸念があり、対等な競争条件の確保の観点からも、問題があるものと考えます。
- ・ これらの問題に適切に対応するためには、郵便保険会社が管理機構から再保険を受再するにあたって、郵便保険会社が収受することとなる手数料等を含め、再保険契約の内容を公開すること、新・旧契約間で区分経理を実施すること、及び旧契約の契約者への情報開示の継続性や国民に対する「見えない負担」の開示という観点も踏まえ、管理機構等により現在の日本郵政公社と同等のディスクロージャーが行われることが必要であると考えます。

○旧契約の個人情報

- ・ 旧契約の個人情報については、郵政民営化法第6条に基づき、旧契約の管理業務が管理機構に承継されることに伴って承継されることから、郵便保険会社が管理機構より、旧契約の個人情報の提供を受ける場合には、独立行政法人等個人情報保護法、郵政民営化法等に基づき、契約者保護の観点から、適切な対応が求められるものと考えられます。

- ・ 従いまして、郵便保険会社等において、管理機構から委託される業務以外の目的のために旧契約の個人情報を利用されるとすれば、旧契約の契約者等からの同意の取得が必要であると考えます。

③郵便局の活用のあり方

【意見内容】

- ・ 郵便局ネットワークは、公的な性格の残る国民共有の生活インフラであることから、国民生活への裨益、公正な競争条件の確保、経済活性化等の観点から、公平かつ公正に利用される必要があると考えます。
- ・ 従いまして、郵便局ネットワークで生命保険商品を取り扱うのであれば、その取扱商品の選択については、公的要素の強いインフラであることに鑑み、そのプロセスの透明性を確保すべきと考えます。

以 上